

「学校学生生徒旅客運賃割引証」の申請について

次のことをご理解いただき、「学校学生生徒旅客運賃割引証」(以下「学割証」)の交付を受けようとする場合は、学級担任へ申し出て、「学校学生生徒旅客運賃割引証発行願」(以下「発行願」)に所定事項を記入し、保護者の申請印を押印して学級担任へ提出してください。

1 「学割証」の発行基準

- ① 指定学校に在籍する生徒であること。
- ② 旅客鉄道会社を利用する区間が片道101 キロ以上であること。
- ③ 旅行目的は、原則として「発行願」の1～7に該当するものであること。

2 「学割証」及び「乗車券」について

- ① 「学割証」1 枚につき1 人1 回に限り、普通旅客運賃の割引を受けることができます。
- ② 旅行の日程が、乗車券の有効期間内であれば往復乗車券を購入してください。

3 利用上の注意事項

- ① 割引乗車券を購入する際に「生徒証」の提示を求められることがあります。
- ② 割引乗車券等の使用は、生徒本人が「生徒証」を携帯している場合に限り有効です。
他人への譲渡はできません。
- ③ 予定変更により使用しなかった場合には、学校への連絡・返納をお願いします。
- ④ 「学割証」は発行日より3ヶ月有効です。ただし、3年生については卒業する年の3月31日までとなります。